

大阪精神医療センター観察カメラ運用規程新旧対照表

現 行	改正案	改正理由
<p>地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立精神医療センター観察カメラ運用規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立精神医療センター観察カメラ管理要綱(以下「要綱」という。)第8条に基づき観察カメラの運用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(モニターによる観察及び録画データによる観察・閲覧を行う場合)</p> <p>第2条 要綱第2条第2項により定められた観察カメラのモニターによる観察は24時間行うことができる。ただし、当該モニターによる医療的観察は、次の場合に行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 自傷他害の危険性や興奮状態などがみられる場合</li> <li>二 病室内で徘徊、奇異な行動など病的行動がみられる場合</li> <li>三 睡眠状態を特に観察する必要がある場合</li> <li>四 その他、これらに準ずる場合</li> </ul> <p>2 録画データの観察及び閲覧は次の場合に行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 病的な行動がみられ、治療上の観点から医師が確認する必要がある場合</li> <li>二 事故や事件等トラブルが発生し、その原因等を確認する必要がある場合</li> <li>三 その他、これらに準ずる場合</li> </ul> <p>(モニターの観察場所及び観察する者並びに録画データの閲覧場所及び閲覧する者)</p> <p>第3条 要綱第2条第2項により定められた観察カメラのモニターによる観察は、当該病棟を担当する守秘義務を負った医師、看護師等医療従事者が行うものとする。</p> <p>2 記録媒体に記録された映像等(以下「録画データ」という。)の閲覧及び視聴は、原則的に各病棟のスタッフステーションにおいて、<u>要綱第5条(1)</u>に定める事務取扱者が行うものとし、重大な事故や事件が発生した場合については、管理責任者が閲覧しなければならない。</p> <p>(録画データの管理方法)</p> <p>第4条 録画データは記録機器に内蔵されているハードディスクに限定して保管することとし、ID・パスワードにより当該観察カメラの事務取扱者と管理責任者が管理する。閲覧用のID・パスワードは、当該観察カメラの事務取扱者が、複写用ID・パスワードは、管理責任者が管理する。</p> <p>2 要綱第6条に基づき第三者提供する場合又は大阪府個人情報保護条例第12条に基づき自己情報を開示する場合は、当該観察カメラの事務取扱者立ち会いのもと管理責任者が<u>USBメモリー</u>に複写し、当該観察カメラの事務取扱者がスタッフステーション内の鍵のかかる保管庫で施錠して管理する。</p> <p>3 閲覧目的に複写されたデータ及び提供した複写データが返却された場合、管理責任者立ち会いのもと当該観察カメラ事務取扱者が速やかに当該USBメモリーを破砕処分するものとする。</p> <p>(利用管理簿による録画データの閲覧記録の保存)</p>	<p>地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター観察カメラ運用規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立精神医療センター観察カメラ管理要綱(以下「要綱」という。)第8条に基づき観察カメラの運用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(モニターによる観察及び録画データによる観察・閲覧を行う場合)</p> <p>第2条 要綱第2条第2項により定められた観察カメラのモニターによる観察は24時間行うことができる。ただし、当該モニターによる医療的観察は、次の場合に行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 自傷他害の危険性や興奮状態などがみられる場合</li> <li>二 病室内で徘徊、奇異な行動など病的行動がみられる場合</li> <li>三 睡眠状態を特に観察する必要がある場合</li> <li>四 その他、これらに準ずる場合</li> </ul> <p>2 録画データの観察及び閲覧は次の場合に行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 病的な行動がみられ、治療上の観点から医師が確認する必要がある場合</li> <li>二 事故や事件等トラブルが発生し、その原因等を確認する必要がある場合</li> <li>三 その他、これらに準ずる場合</li> </ul> <p>(モニターの観察場所及び観察する者並びに録画データの閲覧場所及び閲覧する者)</p> <p>第3条 要綱第2条第2項により定められた観察カメラのモニターによる観察は、当該病棟を担当する守秘義務を負った医師、看護師等医療従事者が行うものとする。</p> <p>2 記録媒体に記録された映像等(以下「録画データ」という。)の閲覧及び視聴は、原則的に各病棟のスタッフステーションにおいて、<u>要綱第4条</u>に定める事務取扱者が行うものとし、重大な事故や事件が発生した場合については、管理責任者が閲覧しなければならない。</p> <p><u>ただし、事務取扱者が不在で緊急やむを得ない場合は、医師当直又は看護当直の承認を得て閲覧および視聴できるものとする。</u></p> <p>(録画データの管理方法)</p> <p>第4条 録画データは記録機器に内蔵されているハードディスクに限定して保管することとし、ID・パスワードにより当該観察カメラの事務取扱者と管理責任者が管理する。閲覧用のID・パスワードは、当該観察カメラの事務取扱者が、複写用ID・パスワードは、管理責任者が管理する。</p> <p>2 要綱第6条に基づき第三者提供する場合又は大阪府個人情報保護条例第12条に基づき自己情報を開示する場合は、当該観察カメラの事務取扱者が立ち会いのもと管理責任者が<u>請求者から預かった記録媒体に複写し、請求者に提供するものとする。また提供するまで記録媒体は当該観察カメラの事務取扱者がスタッフステーション内の鍵のかかる保管庫で施錠して管理する。</u></p> <p>(利用管理簿による録画データの閲覧記録の保存)</p>	<p>○名称変更による</p> <p>○誤記</p> <p>○時間外の緊急時に対応するため</p> <p>○記録媒体をUSBメモリー以外にも適用</p>

<p>第5条 各病棟の事務取扱者は録画データの利用管理簿を作成・管理し、閲覧者が利用管理簿に閲覧の都度必要事項を記入する。また、複写データを作成した際も同様とする。</p> <p>2 利用管理簿は別紙様式第1のとおりとする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この運用規程は平成25年3月16日から施行する。 (旧運用規程の廃止)</p> <p>2 大阪府立精神医療センター「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の規定に係る専用病室及び廊下における観察カメラ運用規程(平成19年9月10日施行)は廃止する。</p>	<p>第5条 各病棟の事務取扱者は録画データの利用管理簿を作成・管理し、閲覧者が利用管理簿に閲覧の都度必要事項を記入する。 また、複写データを作成した際も同様とする。</p> <p>2 利用管理簿は別紙様式第1のとおりとする。</p> <p><u>3 複写データは別紙様式第2のとおりとする。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この運用規程は平成25年3月16日から施行する。 (旧運用規程の廃止)</p> <p>2 大阪府立精神医療センター「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の規定に係る専用病室及び廊下における観察カメラ運用規程(平成19年9月10日施行)は廃止する。</p> <p>附 則 <u>この運用規程は平成30年〇〇月〇〇日から施行する。</u></p>	<p>○別紙様式を閲覧用(様式第1)と複写用(様式第2)に分割</p>
---	---	-------------------------------------